

AsahiNet 光電話利用規約 新旧対照表 2021年7月1日改正

改正後	備考	改正前
<p>第3条用語の定義 第2項 (略)</p> <p><u>(24) 「電話リレーサービス」とは、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律に規定する、手話通訳者などがオペレータとして聴覚障害者等による手話・文字を通訳することにより、聴覚障害者等と聴覚障害者等以外の意思疎通を仲介するサービスをいいます。</u></p> <p><u>(25) 「電話リレーサービス料」とは、電話リレーサービス提供の確保のため必要な負担金として、その使用している電話番号の数に比例した額を、電話リレーサービス支援機関を通じて、電話リレーサービス提供機関に支払うために、当社が本会員から本規約に定める方法および金額にて徴収する料金をいいます。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>第3条用語の定義 第2項</p>
<p>料金表 第1表 第1類 基本料金 第1 音声利用 IP通信網サービスに係るもの 1 適用 (略)</p> <p><u>(4) 電話リレーサービス料の適用</u> <u>契約者回線番号および追加番号について、1 番号ごとに電話リレーサービス料の支払いを要します。</u></p> <p>(略)</p> <p>第6類 電話リレーサービス料に関する料金 <u>電話リレーサービスに関する料金の具体的な金額等については、別途当社が定める料金額一覧等に記載のとおりとします。</u></p>	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>料金表 第1表</p>